

北海道大学前期緊急授業料減免（5月実施分）追加募集の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難になった学生に対して、令和3年5月20日を申請期限として前期緊急授業料減免（5月実施分）を実施しましたが、このたび、追加募集を下記のとおり実施します。今回の追加募集は、前回募集時において申請対象条件の収入比較を「令和2年と令和3年」としていたところ、今回の追加募集では「令和元年（平成31年）と令和3年」とし、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生に対して、さらなる支援を行うものです。

1. 減免申請対象条件

今回の緊急授業料減免に申請できるのは、全ての正規学生（国費外国人留学生を除く。）のうち、次の条件を全て満たす者としします。

- (1)申請時に国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施した公的支援（※1）の受給証明書（写）を提出できる者、又は新型コロナウイルス感染症の影響により家計支持者の令和元年（平成31年）の収入額と令和3年の収入見込額（※2）を比較し、1/2以下となった者。（詳細は「申請のしおり」にてご確認ください。）
- (2)家計支持者の令和3年の収入見込額（※2）から、各種控除額（※3）を差し引いた金額（判定収入額）が、収入基準額（※3）を超えない者。
- (3)本学が定める学力基準を満たした者。（学力基準は「申請のしおり」にてご確認ください）
- (4)前年度に引き続き留年した者及び修業年限超過が1年を超える者ではないこと。（※4）
- (5)日本人学部学生については、日本学生支援機構が実施する、高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していること。（※5）

- ※1 「公的支援」には、「令和2年度北海道大学緊急修学支援金」及び「学びの継続のための学生支援緊急給付金」は含みません。
- ※2 令和3年の収入見込額は、原則として令和3年1月・2月・3月の収入額合計を4倍した額とします。令和3年1月・2月・3月の収入額を確認できる書類（給与明細書等、コピー可）の添付が必要です。
- ※3 北海道大学前期緊急授業料減免（5月実施分）追加募集申請書に記載してあります。
- ※4 授業料減免申請の取扱いでは、休学期間は修業期間に含みます。休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過が2年となります。
- ※5 高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していること とは、
①スカラネットへの入力、②各種必要書類を大学に提出、③マイナンバー関係書類を日本学生支援機構に郵送、以上3つが完了したことを指します。

申請（切り替え）を希望する者は、令和3年6月11日（金）17時までに、高等教育推進機構4番B窓口で申請書類を受け取ってください。郵送を希望する者は、令和3年6月10日（木）正午までに、下記宛に連絡してください。

連絡先 北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

011-706-7531（平日8:30~17:00）

2. 重複申請について

今回の“前期緊急授業料減免（5月実施分）追加募集”は“令和3年度前期分授業料減免”及び“前期緊急授業料減免（5月実施分）”と重複して申請することができます。

ただし、日本人学部学生で、日本学生支援機構による高等教育の修学支援新制度に基づき、“令和3年度前期分授業料減免”に申請した者（様式Cを本学へ提出した者）のうち、通常の（家計急変でない）給付奨学金に申請中の者は、給付奨学金の申請取り下げが必要となり、既に通常の給付奨学生となっている者は、家計急変への移行申請が必要となります。この取り下げや移行には、メリット・デメリットがありますので、慎重に検討してください。

3. 減免区分

予算の範囲内で、令和3年度前期分授業料を「全額減免」とします。

ただし、本学の想定を超える対象者が確認された場合には、減免の内容（割合及び減免額）が予告なく変更になることがあります。

4. 申請書類等の取得方法・受付期間等

取得方法 「申請書」及び「申請のしおり」は、北海道大学ホームページからダウンロードしてください。
（窓口での配付はありません。）

○ トップ>学生生活>各種手続き・証明書>入学料・授業料

受付期間 令和3年6月7日（月）～6月16日（水）17時00分【必着】

提出場所 学生が所属する学部等の事務へ提出（窓口持参、郵送、電子メール）することとします。

※消印有効ではありません。また、郵便事情は考慮しません。簡易書留等、記録の残る形式で郵送してください。

※締め切り時間を過ぎたものは、受付しません。後日、到着した場合は、受付することなく返送します。

5. 決定の通知について

判定結果の告知は、学部学生については令和3年8月初旬に、大学院生については令和3年7月中旬（※）に掲示及び本学ホームページにより行う予定ですので、申請者は掲示等を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。

※追加募集の実施に伴い、大学院生の授業料減免判定結果告知は、7月上旬を予定していたところ、7月中旬に延期します。

※詳細については、「申請のしおり」をご覧ください。

令和3年6月7日 学務部学生支援課